

「房総ジビエ」ロゴマーク取扱要領

1 趣旨

本要領は、県内で捕獲され、(別記) 食肉処理加工施設一覧に記載されている施設において適切に処理・加工されたイノシシやシカの肉「房総ジビエ」のロゴマーク(以下「ロゴマーク」という。)の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

2 使用できるロゴマーク、用途

(1) ロゴマーク

以下に定めるロゴマークを使用することができる。なお、当ロゴマークのサイズ変更は可能であるが、形の改変はできない。



(2) 用途

以下に定める用途で使用することができる。なお、その際の使用料は無償とする。

- ① 「房総ジビエ」に関連した商品及び販売に係る個別の包装・パッケージ(有償販売するもの)
- ② 「房総ジビエ」に関連した資材、景品、展示物等及び配布に係る個別の包装・パッケージ(「房総ジビエ」のPRのために無償配布する資材・景品(例:うちわ、ふせん、手ぬぐい等のノベルティグッズ)及び展示物(例:メニュー、のぼり)等)
- ③ 「房総ジビエ」に関連した広告及びプレスリリース(ポスター、リーフレット、ホームページ、雑誌等への広告掲載、プレスリリース資料等)

3 使用申請

(1) ロゴマークを使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、以下の書類を千葉県農林水産部農地・農村振興課(以下「管理者」という。)に提出し、その許諾を得るものとする。

※ 本申請は、ロゴマークを使用する内容(商品・資材・展示物・広告等)ごとに必要となる。

ア 「房総ジビエ」ロゴマーク使用申請書(別紙様式1)

※ 「使用時期・期間」は最長3年間の範囲内で記載する。

イ 使用者の概要がわかる書面

名称、所在地、事業内容、（団体の場合は）構成員等がわかるもの。ただし、国及び地方自治体の場合は添付を省略できる。

ウ 企画書

使用用途の補足資料として下記を添付すること。なお、既存資料で差し支えない。

(ア) 用途①：使用する商品の概要がわかるもの（商品名、販売元、販売予定価格、主な取扱店舗など）

(イ) 用途②：資材・景品・展示物等の概要がわかるもの（配布・展示の時期・場所、（行事で配布する場合は）行事の企画概要など）

(ウ) 用途③：広告、プレスリリースの概要が分かるもの（広告時期、（新聞・雑誌などの場合は）広告媒体の名称、（行事の場合は）行事の企画概要、プレスリリース資料など）

エ レイアウト、イメージ図等使用方法がわかるもの

(2) (1) の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、許諾を要しない。ただし、メール等で事前に管理者の了解を得ることとする。

ア 千葉県及び県内の市町村が使用するとき。

イ 千葉県の本庁又は出先機関に事務局を置く団体が使用するとき。

ウ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校が教育の目的で使用するとき。

エ 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。

オ （別記）食肉処理加工施設一覧に記載されている施設が使用するとき。

(3) 管理者は、(1) の規定による申請について、必要があると判断したときは、使用者に対し書類の修正や追加書類の提出を求めることができる。また、レイアウト、イメージ図を確認したうえで、ロゴマークの視認性等の観点から、デザインの修正を指示することができる。

(4) 管理者は、ロゴマークの使用を許諾するときは、「「房総ジビエ」ロゴマーク使用許諾通知書」（別紙様式2）により、使用者に通知するものとする。

(5) 管理者は、ロゴマークの利用推進を図る観点から、許諾の内容等について情報を公開することができる。

4 許諾内容の変更申請

(1) 使用者は、許諾を受けたロゴマークの使用内容を変更しようとするときは、「「房総ジビエ」ロゴマーク使用内容変更申請書」（別紙様式3）を管理者に提出し、その許諾を得るものとする。

(2) 管理者は、(1) で申請のあったロゴマークの使用内容の変更を許諾する場合には、「「房総ジビエ」ロゴマーク使用内容変更許諾通知書」（別紙様式4）により、使用者に通知するものとする。

- (3) 書面又は電子メール等により、管理者と使用者とで事前に変更内容を協議し、管理者が軽微な変更と認めた場合は、(1)及び(2)の手続きを省略することができる。

5 その他

- (1) ロゴマークの使用に関する一切の権利は、千葉県に帰属する。
- (2) 管理者は次のいずれかに該当すると認められた場合は、許諾をしない、又は、使用許諾を解除することができるものとする。
- ア 千葉県の品位を傷つけるおそれ、若しくは正しい理解の妨げになるおそれのあるとき。
 - イ 法令に違反し、又は公序良俗に反するおそれのあるとき。
 - ウ 特定の政治家等の個人、政党若しくは宗教団体を支援するものであるとき、又はこれらを支援若しくは公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき。
 - エ ロゴマークを本要領に従って使用しないおそれのあるとき。
 - オ 「房総ジビエ」のイメージを損なうおそれのあるとき。
 - カ その他、管理者が公益上の観点又は著作権管理の観点から使用について不相当と認めるとき。
- (3) 使用者は、以下の事項を遵守しなければならない。
- ア ロゴマークの使用に当たっては、許諾を受けた内容に限ること。
 - イ 許諾を受けた使用権は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。第三者に使用対象物等の製造等を委託する場合は、その委託先との間で、本取扱要領に則りロゴマークを取り扱うよう義務付ける契約を使用者の責任で行い、管理を徹底すること。
 - ウ 千葉県が行う使用状況等の調査その他の照会に応じること。
 - エ 許諾に際して「このマークは商品の品質を保証するものではないと記すること」等の条件を付された場合、それに従うこと。
- (4) 管理者は、次のいずれかに該当すると認められた場合は、使用者にその是正を申し入れることができる。
- ア (2)のいずれかに該当することとなったとき。
 - イ (3)の事項を遵守しないとき。
- (5) 管理者は、次のいずれかに該当すると認めるときは、ロゴマークの使用を禁止し又は使用の許諾を解除することができる。管理者は使用を禁止し又は使用の許諾を解除するときは書面等により使用者に通知する。
- ア (4)による申入れを行った後、是正される見込みがないと認めるとき。
 - イ (4)に該当すると認める場合で、緊急を要するとき。
- (6) 使用者がロゴマークを使用すること、及び、管理者が使用を許諾しないこと又は許諾を解除することによって、第三者との間に紛争を生じ、損害の賠償又は損失の補償等を求められた場合でも、千葉県は責任の一切を負わないものとする。

(別記) 食肉処理加工施設一覧

No.	施設名	所在地
1	大多喜町都市農村交流施設	大多喜町
2	ジビエ勝浦	勝浦市
3	清澄山系ジビエ	鴨川市
4	森旧解体処理場	君津市
5	君津市獣肉処理加工施設	君津市
6	株式会社猟協流通君津工場	君津市
7	オーガニックブリッジ	木更津市
8	ジビエ工房茂原	茂原市
9	館山ジビエセンター	館山市
10	Mineoka Gibier	鴨川市
11	館山 ヴィルトファクトリー	館山市
12	ジビエ堂	館山市
13	ちばジビエの森	いすみ市
14	カリコミジビエ	鴨川市
15	G. B. A.	富津市

(附則) この要領は令和2年7月6日から施行する。

(附則) この要領は令和3年4月21日から施行する。

(附則) この要領は令和4年2月22日から施行する。

(附則) この要領は令和4年3月30日から施行する。

(附則) この要領は令和4年4月14日から施行する。

(附則) この要領は令和4年8月31日から施行する。

(附則) この要領は令和6年4月10日から施行する。